

手当金



傷病手当金適用期間の延長  
新型コロナウイルス感染症に伴う  
傷病手当金の申請はお済ですか

閩保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方**に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和3年9月30日

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

給付金



生活困窮者支援事業期間の延長  
新型コロナウイルス感染症に伴う  
生活困窮者支援事業の延長

閩健康福祉課 福祉係 ☎65・00001

【支給額】1世帯につき5万円（世帯主以外の世帯員1名につき1万円を加算）

【支給対象】社会福祉協議会が実施している、「緊急小口資金特例貸付制度」又は、「総合支援資金特例貸付制度」の貸付決定を受けた世帯

※令和2年度に既に本事業の給付を受けた方は対象外です。

【変更後】令和3年7月30日↓令和3年9月30日まで延長

給付金



新型コロナウイルス緊急支援策  
新型コロナウイルス感染症に伴う  
罹患者見舞金給付事業

閩健康福祉課 福祉係 ☎65・00001

【対象者】

この事業は  
令和4年1月31日をもって  
終了しました

絡ください。

※個人情報保護されます。

お知らせ



国民健康保険税減免申請について  
新型コロナウイルスの影響により  
一定の要件を満たす方は国保減免

閩 税務課 税務係 ☎65・1076

新型コロナウイルス感染症の影響により、**左記の要件を満たす方**は、申請により国民健康保険税が減免となります。

【国保税減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除

② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ(1)～(3)の要件に全て該当する世帯：表の減免割合に応じた金額

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額に応じた減免割合

300万円以下	全部 (10分の10)
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※申請に必要な書類や不明な点などはお問合せください。